

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間 個票

地域振興部 渡良瀬遊水地課

許認可等の内容		栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城研修室使用料の還付
根拠法令等及び条項		栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城条例第11条
標準 処理 期間	根拠条項	未設定
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終変更
	標準処理期間	未設定
審査 基準	根拠条項	栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城条例第11条
	参考事項	
	設定等年月日	平成30年 4月 1日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市渡良瀬遊水地ハートランド城条例抜粋 (使用料の不還付)</p> <p>第11条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1) 利用者の責めに帰さない理由により利用することができなくなったとき。</p> <p>(2) 利用期日の2日前までに、その利用を取りやめたとき。</p>	